

**平成30年度予算にかかる地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる  
社会保障施策に要する経費**

平成26年4月1日からの消費税の引き上げに伴い、本町の歳入である地方消費税交付金も交付率が1%から1.7%へと引き上げられました。

このうち0.7%の引き上げ分(社会保障財源化分)については、町が行う社会保障施策経費に充てることとされており、下記の社会保障施策に要する経費に使わせて頂きますのでお知らせします。

なお、地方消費税交付金の引上げ分の各施策への充当方法は、社会保障施策経費の一般財源総額に対する各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。

**【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 57,605千円**  
**【歳出】 社会保障施策経費(総額) 882,822千円**

(単位:千円)

事業名	予算額	財 源 内 訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)		
社会福祉	高齢者福祉事業	39,571			2,169	37,402	9,904
	障害者福祉事業	226,896	161,812			65,084	
	社会福祉事業	34,340	16,560			17,780	
	母子福祉事業	39,664	8,153			31,511	
社会保険	介護保険事業	251,047	2,524			248,523	32,560
	国民健康保険事業	78,519	34,875			43,644	
	高齢者医療事業	259,443	52,620			206,823	
保健衛生	病院事業	202,683				202,683	15,141
	疾病予防対策事業	21,651				21,651	
	医療提供体制確保事業	6,300		5,900		400	
	成人保健事業	9,795	1,172		1,302	7,321	
合計		1,169,909	277,716	5,900	3,471	882,822	57,605